

## 第 12 章 そ の 他

### I 許可申請手数料

#### 1 開発許可申請手数料（令和 6 年 4 月 1 日現在）

(1) 開発行為許可申請手数料（法第 29 条第 1 項関連） （1 件につき）

開 発 区 域 の 面 積	自己居住用	自己業務用	非自己用
0. 1 ha 未満	8, 6 0 0 円	1 3, 0 0 0 円	8 6, 0 0 0 円
0. 1 ha 以上 0. 3 ha 未満	2 2, 0 0 0 円	3 0, 0 0 0 円	1 3 0, 0 0 0 円
0. 3 ha 以上 0. 6 ha 未満	4 3, 0 0 0 円	6 5, 0 0 0 円	1 9 0, 0 0 0 円
0. 6 ha 以上 1. 0 ha 未満	8 6, 0 0 0 円	1 2 0, 0 0 0 円	2 6 0, 0 0 0 円
1. 0 ha 以上 3. 0 ha 未満	1 3 0, 0 0 0 円	2 0 0, 0 0 0 円	3 9 0, 0 0 0 円
3. 0 ha 以上 6. 0 ha 未満	1 7 0, 0 0 0 円	2 7 0, 0 0 0 円	5 1 0, 0 0 0 円
6. 0 ha 以上 1 0. 0 ha 未満	2 2 0, 0 0 0 円	3 4 0, 0 0 0 円	6 6 0, 0 0 0 円
1 0. 0 ha 以上	3 0 0, 0 0 0 円	4 8 0, 0 0 0 円	8 7 0, 0 0 0 円

(2) 開発行為の変更許可申請手数料（法第 35 条の 2 第 1 項関連）

ア、イ、ウの合計額（限度額 8 7 0, 0 0 0 円） （1 件につき）

ア. 開発区域内の変更設計（イのみに該当する場合を除く）	
（1）公共施設に変更のない場合	
① 区域変更なし	区域面積に応じ、前項の金額の 10 分の 1
② 区域編入	変更前の面積に応じ、前項の金額の 10 分の 1
③ 区域縮小	縮小後の面積に応じ、前項の金額の 10 分の 1
（2）公共施設に変更のある場合（32 条変更を伴うもの）	
① 区域変更なし	区域面積に応じ、前項の金額の 10 分の 3. 5
② 区域編入	変更前の面積に応じ、前項の金額の 10 分の 3. 5
③ 区域縮小	縮小後の面積に応じ、前項の金額の 10 分の 3. 5
イ. 開発区域の編入	編入面積に応じ、前項に規定する額
ウ. その他の変更	1 0, 0 0 0 円

変更の取扱い注意事項

「その他」の変更について

- (ア) 予定建築物等の用途の変更
- (イ) 工事施行者の変更
- (ウ) 工区の変更

(注) 軽微な変更該当する届出に係るものは除く。

(変更許可申請手数料計算例)

例1 開発区域の面積がAhaで開発許可を受けた後、単に設計変更する場合

〈 Ahaに対する規定額×1/10又は3.5/10 〉

例2 開発区域の面積がAhaで開発許可を受けた後、Bhaの面積の縮小に伴い設計変更をする場合

〈 (A-B) haに対する規定額×1/10又は3.5/10 〉

例3 開発区域の面積がAhaで開発許可を受けた後、設計変更の理由が新たな土地の編入に起因していて、Bhaの面積が増加した場合

〈 Bhaに対する規定額 〉

例4 開発区域の面積がAhaで開発許可を受けた後、設計変更を伴いBhaの面積が増加した場合

〈 (Ahaに対する規定額×1/10又は3.5/10) + (Bhaに対する規定額) 〉

例5 例1及び例2の場合で「その他」の変更が伴う場合

〈 (例1及び例2の手数料) + 10,000円 〉

例6 例3及び例4の場合で「その他」の変更が伴う場合

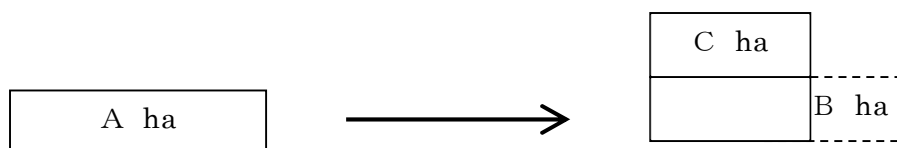
〈 例3及び例4の手数料と同じ 〉

(注) 増加面積に対する規定額に含まれている。

例7 開発区域の面積がAhaで開発許可を受けた後、Bhaの面積の縮小及びChaの面積の増加に伴い設計変更をする場合

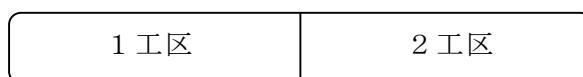
(当初)

(変更)



〈 (A-B) haに対する規定額×1/10又は3.5/10 + (Chaに対する規定額) 〉

例8 開発区域で工区分けをしている開発許可について、1工区工事完了の公告後で、2工区のみ変更を行う場合



(2工区の区域に変更がなく設計変更を行うとき)

2工区の面積の規定額 × 1 / 10 又は 3.5 / 10

(2工区の区域の減少に伴い設計変更を行うとき)

2工区の減少後の面積に応じる規定額 × 1 / 10 又は 3.5 / 10

(3) 市街化調整区域内等における建築物の制限に係る特例許可申請手数料 (法第41条第2項ただし書き関連)

1件につき 46,000円

(4) 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料 (法第42条第1項ただし書き関連)

1件につき 26,000円

(5) 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料 (法第43条関連) (1件につき)

敷地の面積	金額
0.1ha未満	6,900円
0.1ha以上 0.3ha未満	18,000円
0.3ha以上 0.6ha未満	39,000円
0.6ha以上 1.0ha未満	69,000円
1.0ha以上	97,000円

(6) 地位の承継の承認申請手数料 (法第45条関連) (1件につき)

ア. 自己居住用又は、1ha未満の自己業務用	1,700円
イ. 1ha以上の自己業務用	2,700円
ウ. ア・イ以外の開発	17,000円

(7) 都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明手数料 (省令第60条関連)

1件につき 4,000円

(8) 優良宅地造成認定申請手数料

- ① 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ又は、第63条第3項第5号イに該当するもの

(1件につき)

認定面積	手数料
0.1ha以上 0.3ha未満	130,000円
0.3ha以上 0.6ha未満	190,000円
0.6ha以上 1.0ha未満	260,000円
1.0ha以上 3.0ha未満	390,000円
3.0ha以上 6.0ha未満	510,000円
6.0ha以上 10.0ha未満	660,000円
10.0ha以上	870,000円

- ② 租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ又は、第63条第3項第7号イに該当するもの  
1件につき 86,000円

(9) 開発登録簿の写しの交付手数料

調書 1通につき 470円

図面 用紙1枚につき 940円

## 2 宅地造成に関する工事の許可申請手数料（令和6年4月1日現在）

(1) 宅地造成に関する工事の許可申請手数料 (1件につき)

切土又は盛土をする土地の面積	許可手数料
500㎡以下のとき	12,000円
500㎡を超え 1,000㎡以下のとき	21,000円
1,000㎡を超え 2,000㎡以下のとき	31,000円
2,000㎡を超え 5,000㎡以下のとき	47,000円
5,000㎡を超え 10,000㎡以下のとき	67,000円
10,000㎡を超え 20,000㎡以下のとき	110,000円
20,000㎡を超え 40,000㎡以下のとき	170,000円
40,000㎡を超え 70,000㎡以下のとき	250,000円
70,000㎡を超え 100,000㎡以下のとき	340,000円
100,000㎡を超えるとき	420,000円

(2) 宅地造成に関する工事の変更許可申請手数料 (1件につき)

ア、イ、ウの合計額 (限度額420,000円)

ア. 宅地造成に係る変更設計 (イのみに該当する場合を除く)	
(1) 切土又は盛土をする土地の面積に変更がない場合 ・・・区域面積に応じ、前項の金額の10分の1	
(2) 切土又は盛土をする土地へ新たに土地を編入する場合 ・・・変更前の面積に応じ、前項の金額の10分の1	
(3) 切土又は盛土をする土地を縮小する場合 ・・・縮小後の面積に応じ、前項の金額の10分の1	
イ. 新たに切土又は盛土をする土地の編入	編入面積に応じ、前項に規定する額
ウ. その他の変更	10,000円